

—最高人民法院—

最高人民法院



- n 名称：国際知的財産保護フォーラム
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- n 設立：2002年4月16日
- n 目的：IIPPFは、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- n ホームページ：www.iipff.jp
- n 事務局：日本貿易振興機構（JETRO）
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先：JETRO 北京センター知的財産権部
TEL：6528-2781
FAX：6528-2782

2007年9月

最高人民法院 御中

国際知的財産保護フォーラム
座長 宗国 旨英

知的財産侵害品対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に四回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月、2006年4月及び6月）、貴法院を訪問させて頂き、知的財産侵害品対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。まず、このような対話を継続させて頂きましたことに深く感謝を申し上げます。

貴国におかれては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」及び、「知的財産権保護行動要綱（2006-2007年）」を策定され、また貴法院におかれましては「知的財産権の裁判業務を全面的に強化し、革新型国家の建設に司法的保障を提供することに関する意見」を表明されるなど、知的財産を重視した貴国の姿勢を歓迎致します。

IIPPFでは、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して双方懸案の問題を改善して行くという方向に歩みだしております。実際に、一昨年度より日本と中国の関係部局との間で、いくつかの協力事業が進行及び実現しており、2006年12月に開催された意見交換会では大変有意義な意見交換を行うことができました。

また、IIPPFは、貴法院に対し、今までにいくつかの建議事項を提案して来ましたが、2004年12月に「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」が施行され、その成果として、刑事事件としての取締が増加したと伺っております。2007年4月に施行された「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（2）」によって、刑事移送の要件が一層、緩和されたことについては歓迎しており、今後、知的財産権侵害に対する司法保護が一層強化されるものとして期待しております。また、2007年2月に「不正競争の民事案件の審理における法律運用の若干の問題についての解釈」が施行され、これに関連し、商品形態の保護や、商標に類似する商号の問題解決を含む反不正当竞争法の改正が検討されているとのことであり、IIPPFはこの法改正に大いに期待をしております。一方、昨年、貴法院に対しては「法改正に関するお力添え」として専利法に関し新規性判断における公用に関する世界主義採用について建議させて頂きましたが、昨年公表された第3次専利法改正案に盛り込んでいただけたこと、感謝しております。第3次専利法改正に伴う施行規則等の運用に関する改正についても、引き続きお力添えいただきますよう宜しくお願い致します。

さて、今回ご検討頂きたい建議事項は、昨年10月にIIPPF会員企業及び団体（全189メンバー）に対して実施致しましたアンケート等に基づいたものとなっております。

優先的建議事項としまして（1）「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に関する各建議、（2）「不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干の問題について最高人民法院の解釈」に関する形態模倣規制に係る建議、（3）模倣品業者に対する取締り及び制裁

—最高人民法院—

の強化に関連する建議、（４）訴訟実務等の改善に関する建議を取り上げさせていただいており、本建議内容を私どもと貴法院にて前向きに対応していきたいと考えております。

貴法院が今回の IIPPF の訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が貴国の知的財産保護問題の改善に寄与できることを切に願っております。

敬具

建議事項目次

- 一. 司法解釈及び意見に関連する建議及び確認事項
 1. 「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に関する建議
 - (1) 「定罪・量刑基準」における点数基準の拡大
 - (2) 繰り返しの違法行為に対する対策強化
 2. 「不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干の問題について最高人民法院の解釈」に関する建議事項
 - (1) 形態模倣規制
 - (2) 香港商号問題対策
 3. 「知的財産権の裁判業務を全面的に強化し、革新型国家の建設に司法的保障を提供することにに関する意見」に関する確認事項
- 二. 模倣品業者に対する取締り及び制裁の強化に関連する建議事項
 1. 過料金額認定の適正化及び基準化
 2. 巧妙化する手口に対する対策の強化
- 三. 訴訟実務等の改善に関する建議事項
 1. 訴訟手続の簡素化
 2. 不適切な訴訟指揮の是正及び監督
- 四. その他の建議事項
 1. 専利権侵害訴訟の時効起算日に関する建議
 2. 侵害訴訟と無効審判の関係の改善
 3. 知的財産権専門裁判所[t1]の創設

以上

一、 司法解釈に関連する建議及び確認事項

1. 「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理
についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に関する建議事項

(1) 「定罪・量刑基準」における点数基準の拡大

2004年12月22日に施行された「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（以下、本建議書において、「刑事司法解釈1」と言います。）及び2007年4月7日に施行された「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（2）（以下、本建議書において、「刑事司法解釈2」と言い、刑事司法解釈1と併せて、「刑事司法解釈」と言います。）」によって、「定罪・量刑基準」が規定されております。そして、定罪・量刑基準の基準値としては、一定の金額による基準の他に、一部の罰条については知的財産権侵害品の製造・販売の点数による基準も設定されています（刑事司法解釈1第3条第1項第1号等）。

この点、元来、模倣品・海賊版の製品価格は算定しにくいことが多く、また、製造段階で半製品が押収された場合も価格算定が困難であり、金額基準しか設定されていないと、基準値の充足性の判断が困難である場合もあります。これに対して、点数基準も設定されていると、このように金額算定が困難である場合であっても、点数については、一般に算定しやすく、かつ明確であります。その結果、摘発担当機関の担当官にとっても、基準値の充足性の判断が容易となり、確実かつ迅速な取締りの実現に資することになるものと思われま

す。以上の観点より、現在、点数基準が選択することができない刑事司法解釈1第1条及び2条について、刑事司法解釈1第3条のように、金額基準のみならず、点数基準を選択できるようにしていただくよう建議致します。

(2) 繰り返しの違法行為に対する対策強化

「繰り返しの違法行為」の対策については、以下の通り、過去の違法行為が処罰されたにも拘わらず、違法行為を繰り返す場合と、処罰されることなく、違法行為を繰り返す場合とに分けて、建議致します。

①過去の違法行為が処罰されたにも拘わらず、違法行為を繰り返す場合（「再犯」）の対策強化

※「再犯」という用語は、厳密には、刑法に違反する行為を犯して、刑事罰を受けた者が、複数回、刑法に違反する行為を繰り返すことを指し、行政罰を受けた者が、複数回、同様の違法行為を犯す場合には使用されないと思われま

すが、本建議書では、便宜上、かかる場合についても、「再犯」と表記致します。

貴国においては、模倣品・海賊版・偽劣製品の製造・販売行為（本項目において、「模倣行為」と言います。）に対しては、司法ルートのみならず、行政ルートでの救済が規定され

--

ております。各摘発担当行政機関による迅速な対応については、多くの日本企業も感謝している次第です。

しかし、かかる行政機関の取り組みにも拘わらず、残念ながら模倣行為は横行しており、特に、一度、模倣行為を行って行政罰を受けたにも拘わらず、再び、同様の模倣行為に及ぶという再犯の被害が多発しております。

具体的な被害状況と致しましては、IIPPF が 2005 年 11 月に実施したアンケート調査結果によれば、模倣行為によって被害を受けた企業のうち、75%強が、過去に、模倣行為を行って行政罰を受けたにも拘わらず、同じ事業者による再犯被害を受けた事例の報告もございます。その中には 3 回、4 回と模倣行為を繰り返す悪質な事例も存在しております。最近の事例と致しましても、添付別紙の通り、以下のような再犯被害事例が報告されております。

再犯者は、一度、模倣行為を行って行政罰を受けたにも拘わらず、再度の模倣行為に及んでいるものであって、これは過去に科された行政罰の抑止力が十分でない可能性があると思われ、特に、刑事罰による抑止が期待されるところです。

刑事司法解釈 1 によると、基本的には、定罪・量刑基準の基準値を超過する知的財産権侵害行為について刑事罰の対象とされておりますが、刑法第 213 条、第 215 条、第 216 条、第 217 条に違反する知的財産権侵害行為については、金額や数量に拘わらず、「その他の情状がひどい場合」についても刑事罰の対象となると規定されております（刑事司法解釈 1 第 1 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 3 号、第 3 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 3 号、第 4 条第 4 項、第 5 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 3 号）。

この点、再犯事案は、一度、処罰を受けたにも拘わらず、再度、同様の模倣行為を行ったという点で、典型的に情状がひどいと言える場合が多いと言えます。刑事司法解釈 2 第 3 条第 1 項において、執行猶予が適用されない場合として、過去に刑事罰や行政罰を受けた場合が規定されておりますが、これはまさにこの趣旨に基づくものであると思われまます。ところが、実務上、再犯ということを重視して、刑事司法解釈 1 の各条項の「その他の情状がひどい場合」と認定して、刑事移送された事例はほとんどないようです。

以上の観点より、再犯者に対しては、当該再犯行為自体が定罪・量刑基準の基準値を充足しない場合であったとしても、積極的に「その他の情状がひどい場合」に認定していただき、刑事移送していただくよう、意見、司法解釈等を出すこと、又は、過去に刑事罰や行政罰を受けた場合を、刑事移送の要件として新たに明記するべく刑事司法解釈を改正いただくことをご検討いただくよう建議致します。

なお、上記規定に基づき、刑事罰を科したとしても、当該刑事罰が科される対象は、あくまで新たに犯した知的財産権侵害行為であり、過去の知的財産権侵害行為を処罰対象とするものではありません。過去の知的財産権侵害行為については、あくまで、再犯者の反省がない、という限度で、悪情状の事由として斟酌されるだけであり、同行為の存在そのものに対する刑事責任を問題としている訳ではございません。したがって、この場合、同一の知的財産権侵害行為に対して、二重に処罰を科すことにはならないと考えられますので、念のため、補足させていただきます。

また、偽造品製造行為に対する刑事罰について規定する、刑法第 140 条及び「偽造悪質商品刑事事件処理に係る関連法律の具体的適用に関する若干問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈（以下、本建議書において、「偽造品司法解釈」と言います。）」につ

いても、定罪・量刑基準が規定されております。しかし、刑事司法解釈の場合と異なり、金額・点数等に拘わらず、「情状がひどい場合」に刑事罰適用できるようにはなっておりませんので、基準値を充足しない再犯者に対して刑事罰が適用できる余地がございません。

つきましては、**刑法第140条及び偽造品司法解釈につきましても、「その他の情状がひどい場合」に刑事罰が適用できるようにして、再犯者に対して、積極的に「その他の情状がひどい場合」に認定していただくよう、併せて、ご検討いただければと思います。**

②処罰されることなく、違法行為を繰り返す場合の対策強化

近時、模倣品・海賊版の製造・販売ロット数を小口・分散化させる事例が多く出てきております。これらの小口・分散化は、定罪・量刑基準の基準値を充足することを免れるために行われていると考えられます。

この点、刑事司法解釈1の第12条第2項及び偽造品司法解釈の第2条によると、何らの処罰も受けていない過去の違法行為については、これを累積して計算するとされておりますので、本来であれば、同一人物が、ロット数を小口・分散化していても、これらを合計して、基準値を超過した場合には刑事罰を適用しなければならないこととなります。ところが、残念ながら、このような事例について刑事罰が適用された事例は、我々が知る限り、ほとんどないようです。**かかる現状に鑑み、これらの司法解釈の各条項について、確実な執行を確保いただくよう、御願ひ申し上げます。**

また、上記建議に拘わらず、そもそも本各条項の執行については、前提として、過去の個々の違法行為を把握する必要があると、この点に関する証拠収集及び立証は、非常に困難であります。逆に言いますと、この点に関して、適切な手当をしていただかない限り、このような事案に対して、適切な刑事罰適用は実現できないおそれがあり、究極的には、これらの条項が死文化してしまうことになってしまいます。**かかる実情に鑑みて、何らの処罰を受けていない過去の違法行為の金額算出につきまして、これを容易に算出できるような規定を創設いただくこと等ご検討頂くよう、建議致します。**

2. 「不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干の問題について最高人民法院の解釈」に関する建議事項

(1) 形態模倣規制

2002年、2003年、そして2005年11月に実施したアンケート調査の結果では、他人の商品形態を無断で使用する行為の問題は一貫して最も関心のある問題の一つであり、2005年11月に実施したアンケート調査によれば、55.2%の会社が他人の商品形態を無断で使用することを規制する制度がないため適切な対処ができなかったとし、65.5%の会社が制度改善の必要性を感じております。

また、形態模倣を規制することは、公正な競争秩序を維持し、もって社会主義市場経済の健全な発展を図るために必須なことであり、日本企業の問題というよりもむしろ市場開拓をになう現地中国企業の問題であって、産業振興の大前提として考えられるべき事項です。

しかしながら、現行の反不正当竞争法上、他人の商品形態を無断で使用する行為は禁止されておりません。すなわち、反不正当竞争法第 5 条第 2 項によると周知商品に特有な、又はこれと類似する「名称」、「包装」、「装飾」については、他人の周知商品との混同を生じさせ、購入者に当該周知商品と誤認させることは規制されておりますが、「周知商品の特有な名称、包装、装飾を偽造する不正競争行為の禁止に関する若干規定」（以下、「本規定」と言います。）第 3 条によると、「包装」とは、「商品の識別及び携帯や貯蔵運輸の便宜のために、商品上に使用する補助物や容器をいう。」とされ、また、「装飾」とは、「商品を識別し、及び美化を施す為に、商品又はその包装上加えた文字、図案、色彩又はその排列組合せをいう。」とされていることから、商品の「形態」については、「包装」「装飾」には該当せず、その他に形態を保護する規制は存在しないことから、現行の反不正当竞争法上、他人の商品形態を無断で使用する行為は禁止されていないと言えます。

加えて、専利法、商標法等その他の法律における形態の保護も十分でないと思われることから、反不正当竞争法上、当該規定の追加いただくことに関して、立法に直接関与する関係機関に対しご検討をお願いしているところです。

一方、この点について、貴法院におかれましては、2007 年 2 月 1 日付にて「不正競争の民事案件の審理における法律運用の若干の問題についての最高人民法院の解釈」（以下、本建議書において、「不正競争司法解釈」と言います。）を施行されましたが、不正競争司法解釈第 2 条第 1 項第 3 号[t2]にて、商品自体の性質による形状、技術的な効果を得るためにある商品に必要な形状及び実質的な価値を備えた形状は反不正当竞争法第 5 条第 2 項に規定する「特有の名称、包装、装飾」として認定しない旨が規定されています。

我々は、出所表示機能を有するに至った商品の「形態・形状」と、反不正当竞争法第 5 条第 2 項における商品表示としての周知商品の特有の「名称」、「包装」、「装飾」との扱いを相違させる[t3]合理的な理由はないと考えております。そして、不正競争司法解釈第 2 条第 1 項第 3 号は「特有の名称、包装、装飾」に該当しない条件を明示的に規定されているものではあるものの、「形状」に言及されていることから、我々にとりまして大変興味のあるところがございます。つきましては、**不正競争司法解釈第 2 条第 1 項第 3 号の存在を前提とした上、反不正当竞争法第 5 条第 2 項における周知商品の特有の「形態・形状」に関する解釈、考え方について、ご教示願えればと思います。**

前述しました通り、現在の反不正当竞争法第 5 条第 2 項において、「名称」、「包装」、「外装」に加え、商品の「形態」も保護の対象に、明示的に加えられることが法的安定性の観点からも望ましいと考えられ、本年の官民合同ミッションでも、同法を担当する関係機関に対してこれを建議しております。法改正については、直接的には貴法院の御担当でないことは承知しておりますが、不正競争司法解釈にて上記の規定を創設された貴法院のお立場から、**上記法改正について、お力添えいただくよう、御願ひ致します。**

（2）香港商号問題対策

他人の有名な商標又は字号（企業名称登記管理実施弁法の「字号」と同義。）を含む商号（例：「日本〇〇国際企業集团有限公司」）が香港特別行政区又はその他の外国で会社登記した上、当該商号又は当該会社から授権されたことを表示する字句（"監製"、"授権生産"、"委託加工"、"商標使用許可"等）を商品の梱包箱等に付した上、商品が販売・広告されるといふ被害が、添付別紙の通り、報告されております（香港特別行政区における会社登記が

不正に利用される件数が多いことから、この問題を「香港商号問題」と言います。))。

香港商号問題については、他の行政機関に対して、過去の官民合同ミッションで、反不正当竞争法に基づく取締りの強化をお願いしているところですが、残念ながら、未だ、多くの日本企業が被害を受けております。

この点につきまして、不正競争司法解釈上の以下の2つの規定が本件問題に対する救済となりうると思われまますので、その意義に関して、ご教示いただければと思います。

まず、不正競争司法解釈第4条で、「知名商品の事業者が有する使用許可、関連企業関係など特定の関係と誤認する場合」が、反不正当竞争法第5条第2項に規定される混同・誤認行為に認定されることが明示されました。上述した通り、本件商号不正利用行為は、著名企業から適法にライセンスされたかのような外観や同企業のグループ企業の活動であるかのような外観を意図的に作出する行為であり、まさに、当該著名企業との間に何らかの関係があるかのように誤認させる行為に当たると言える場合が多いと思われまます。

以上につきまして、香港商号を悪用して他人の周知商品との混同を惹起させる行為が、反不正当竞争法第5条第2項及び不正競争司法解釈第4条に違反すると考えて良いのか、ご教示願えればと思います。

また、不正競争司法解釈第6条第1項で、「中国国内で外国（地区）企業の名称を商業的に使用する場合」についても、反不正当竞争法第5条第3項が規定する「企業名称」と認定すべきである旨が規定されました。上述した通り、本件商号不正利用行為は、外国・地区企業のブランド価値を不正に利用して、これを商業的に利用するものに他ならず、これによって、当該商品が当該外国・地区企業の商品と誤認させるおそれが大いなので、当該行為は、反不正当竞争法第5条第3項の規定する「企業名称」を無断で使用して、他人の商品と誤認させる行為であることは明らかであるように思われまます。

以上につきまして、本件行為が、反不正当竞争法第5条第2項及び不正競争司法解釈第4条に違反すると考えて良いのか、ご教示願えればと思います。

3. 「知的財産権の裁判業務を全面的に強化し、革新型国家の建設に司法的保障を提供することに関する意見」に関する確認事項

貴法院が2007年1月11日付けで発布した、「知的財産権の裁判業務を全面的に強化し、革新型国家の建設に司法的保障を提供することに関する意見（以下、本建議書において、「知財保護強化意見」と言います。）」は、貴法院の知的財産権保護に向けた強い意志が表明されているばかりでなく、具体的な施策についても述べられているものであり、評価できるものと考えております。以下、知財保護強化意見に関して、その意義を何点かご教示願えればと思います。

知財保護強化意見の三、7.において、自訴の制度について言及されておりますが、その利用状況について、国内企業・国外企業ごとに、統計的にどの程度の実例があるかご教示下さい。併せて、日本企業がこれを効果的に利用するためのアドバイス等ございましたら、ご教示下さい。

知財保護強化意見の三、8.において、「馳名商標を慎重に認定し、認定範囲を超えて又は

認定条件に満たさない案件…の場合は、著名商標として認定してはならない。」と言及されておりますが、「商標法 13 条の原則通りに認定を行い、法律上馳名商標の認定が必要ではない場合には認定を行うべきではないという立場」を示したものなのか、それとも、単に著名商標の認定を慎重に行うべきとの一般論を述べたものか、ご教示下さい。

知財保護強化意見の三、13.において、「権利侵害者が異なる場所で侵害行為を幾度実施したことが立証された場合は、侵害者が侵害行為を継続していることと推定し、それに応じた賠償範囲を確定する。」と言及されておりますが、これにより、主張・立証の実務が具体的にどのように改善されるのかについてご教示下さい。

二. 模倣品業者に対する取締り及び制裁の強化に関連する建議事項

貴国において、知的財産権保護を重視していただき、貴法院をはじめ、関連機関の方々、知的財産権侵害行為の法執行を強化していただいていることには大変に感謝しております。もっとも、かかる法執行にも拘わらず、依然として、模倣品の被害状況は深刻であります。この理由の一つとして、模倣品業者が悪質化してきており、その手口が、年々、巧妙化してきており、摘発を巧妙に免れているという点が挙げられます。

これに対する対策として、以下の事項についてご検討願えればと思います。

1. 過料金額認定の適正化及び基準化

2005 年 11 月に IIPP 各社に実施したアンケート調査の結果において、回答数の 66.7%が「罰金が減少した」と回答しております。たとえ罰金刑を科すことができるとされていても、実際の認定金額が不当に低額に抑えられてしまっただけでは刑事罰の感銘力は大きく減殺されてしまいます。また、地方間の認定金額の差をなくすためにも、**貴法院より全国の法院に対して、知的財産権侵害行為の被害金額や行為類型に応じて科すべき罰金金額の基準表等を提示していただくことをご検討願えればと思います。**

2. 巧妙化する手口に対する対策の強化

商標権侵害等を構成する違法表示部分と、それ以外の商品部分（以下、「商品本体部分」と言います。）を別の工場で製造した上、さらに別の工場等で組み立てて、違法物品を製造するという、模倣品製造の「分業化」の事例が報告されております。

かかる分業化事例の中でも特に悪質な事例と致しましては、添付別紙の通り、販売現場でラベル等を貼付して、まさに販売直前で違法状態を作出して販売されるような場合です。

かかる分業化事案に対して、摘発担当行政機関が摘発をしていただいた場合であっても、違法表示部分が没収されたり、その製造工場の製造設備が廃棄されるだけに止まり、商品本体部分・その製造工場については、何らの処分もされない事例が多く、報告されております。

この点、違法表示部分のみの製造は製造コストも少なく、容易であることが多いので、たとえ、この部分のみが没収されたとしても、改めて違法表示部分のみを新たに製造して、没収対象とならなかった商品本体部分に、新しく製造した違法表示を付することで、容易

に、再び、違法状態を作出することができます。特に、商品本体部分を製造している工場が摘発対象とならず、引き続き、稼働していることが多いので、この傾向はより顕著であります。

そもそも、このような「製造行為の分業化」は、模倣品製造業者が貴国の知的財産権取締法規を意図的に潜脱するために行われているものであり、その意味で貴国の知的財産権法制度に対する重大な挑戦と言えます。かかる潜脱行為を許容してしまうと、貴国の摘発行為の成果を無に帰してしまい、ひいては、貴国の知的財産権取締制度の根幹を揺るがすことになってしまいますので、かかる行為こそ、厳重に取り締まる必要があると考えます。

上記を前提として、本問題について法律的な観点から分析すると、確かに、模倣品製造が分業化されている事例において、個々の商品本体部分の製造行為を、形式的に見ると、違法行為とは評価できないように思えます。しかし、個々の商品本体部分の製造行為が違法表示部分の製造行為と連動して、これらの行為が、最終的に一つの違法物品の形成に向けられたものであると言える場合には、実質的には、これらの行為は全体として違法な行為と評価すべきであり、その一部を形成する、個々の商品本体部分も違法性を帯びると解釈すべきと考えます。

この点について、貴国の関連規定（商標法実施条例第50条第2項、製品品質法第61条、偽造品司法解釈第9条、刑事司法解釈1第16条）においても、違法物品の保管、運送等に関与する行為についても違法とされていますが、違法表示部分を製造する者と通謀・連携しながら、商品本体部分を製造する行為については、違法物品の製造により直接的に関与しているという点で、保管、運送等を通じて、違法物品に間接的に関与している場合よりも、違法性は大きいと言わざるを得ませんので、当然に違法と認定されるべきであります。

以上の観点より、違法表示部分を没収する場合には、商品本体部分も没収の対象とすること、及び、違法表示部分を製造する者と通謀・連携しながら、商品本体部分を製造する者についても共犯として処罰することを明示いただくよう、刑事司法解釈1第16条を改正する等ご検討いただくことを建議致します。

三. 訴訟実務等の改善に関する建議事項

1. 民事訴訟における証拠提出手続きの簡素化

昨年6月の官民合同訪中ミッションにおいて、貴法院より、貴国での各層法院にて審理されている知的財産権関連の件数の内95%は貴国企業同士の案件が占め、外国企業が関係する案件はわずか5%に過ぎないとのご意見があり、また、多発する知的財産権侵害案件に対しては積極的に訴訟を提起することにより効果的な抑止効果が期待できる旨のご意見がありました。

一方、貴国での訴訟時においては、2002年4月より施行されております「民事訴訟証拠に関する若干規定」（以下、「本規定」）によりますと、当事者が貴法院に提出する証拠が中国域外で形成されたものである場合は、当該証拠は所在国での公証を経て、更に中国大使館にて領事認証を受ける必要があります（本規定第11条）、また、当事者が貴院提出する証拠が外国語の証書又は外国語による説明資料である場合、中国語の翻訳を添付しなければな

らず（本規定第 12 条）、また、その際、管轄の法院指定の業者による翻訳が必要とされた事例が報告されております。この点に関し、2006 年 11 月に実施した I I P P F アンケートでは、これら証拠提出手続きによる外国の訴訟当事者の時間的なロス及び費用負担の指摘がなされ、その簡素化を要望する回答がありました。

この証拠提出手続きについて、貴法院におかれましては、知財保護強化意見[t4]を發布され、本意見の三、15.[t5]において「海外で形成された公開出版物など信憑性が初歩的に確認された証拠材料について、相手当事者がその信憑性に関し有効な質疑を提出し挙証側が有効に反証できない場合を除き、公証・認証などの証明手続きを履行する必要性がないものとする」と述べられていることから、貴法院でも積極的に証拠提出手続きの簡素化に取り組まれているものと期待しております。

外国の訴訟当事者の時間的なロス及び費用負担を軽減し、外国企業にとって利用し易い司法制度としていただくことは、積極的な訴訟提起の促進に効果があると思われまます。つきましては、本意見三、15.を、本規定の改正、又は司法解釈等を通じて、明示的に規定いただき、また、利用可能な翻訳業者が限定されている実務があるのであれば、この拡大についても、併せて、ご検討願えればと思ひます。

2. 不適切な訴訟指揮の是正及び監督

いわゆる地方保護主義問題に関しては、添付別紙のような事例が、IIPPF に報告されております。この結果、模倣品業者が、知的財産権侵害訴訟が提起されるおそれがあると認識した段階で、地方保護主義に乗じて自己に有利な判決をもらうことを認識しつつ、先んじて、地元の裁判所に知的財産権侵害不存在確認訴訟を提訴するといった不当な事態が生じるおそれも懸念されます。

この点、貴国において、十六届五中全会の党決定に基づき、貴法院も知財保護強化意見にて地方保護主義打破を通達しており、IIPPF としましても、貴国が地方保護主義の解決を重要視し、中国政府全体による積極的な取り組みがなされているものと期待しておりますので、**地方保護主義によると思われる不適切な訴訟指揮の是正及び監督について、よろしくお願い致します。**

四. その他の建議事項

1. 専利権侵害訴訟の時効起算日に関する建議

専利法第 6 2 条に『特許権侵害の訴訟時効は 2 年とし、特許権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った又は知り得た日より起算するものとする。』と規定されております。

しかしながら、侵害行為の存在を知らなかったにもかかわらず時効が進行することは、特許権者にとって不利であることは言うまでもありません。「知るべきであった」場合とは、「権利者が一般人として侵害者と侵害行為の存在を知るべき」状況を指すとされていますが、いつが知るべきであった日であるかは、個別事案によるところが大きく、権利行使の判断が不安定になるという問題点が存在します。また、広大な中国のどこか一部の市場において侵害品が出回った場合であっても、その日が、特許権者が権利侵害行為を「知るべきであった日」であると解されるならば、特許権者に著しい負担を強いることとなります。

従いまして、曖昧さを排除し運用を統一させるため、専利権侵害訴訟の時効起算日とし

て、「知るべきであった日」との規定を削除し、侵害行為を知った日から2年とするようご検討願えればと思います。

2. 侵害訴訟と無効審判の関係の改善

「最高人民法院・特許紛争案件の審理に法律を適用する問題に関する若干の規定」によれば、意匠権に関する侵害訴訟において、被告が答弁期間内に無効審判を請求した場合には、侵害訴訟は原則として中止されます。

しかし、被告がこの制度を悪用して訴訟を遅延させる目的で無効審判を請求するケースも見受けられ、訴訟が必要以上に長期化する原因ともなっています。意匠権は権利の存続期間が出願日から10年と短く、権利存続期間の後半で侵害訴訟を提起した場合、無効審判請求によって訴訟中止状態になったまま権利が消滅してしまうこともあります。

一方で、実用新案権に関する侵害訴訟においては、被告が答弁期間内に無効審判請求した場合でも、原告が提出した「検索報告書」に実用新案権の新規性、進歩性を喪失させる技術文献を発見しない場合には、裁判官の判断で侵害訴訟を中止しないことができます。

意匠権においては、権利者は「検索報告書」の作成を請求できる制度が無く、侵害訴訟を中止しないこととする手段が無いため、意匠権の侵害訴訟中に無効審判が請求されると訴訟が中止されてしまいます。

したがって、意匠権についても実用新案権と同様に権利者が「検索報告書」の作成を請求できる制度を設け、「検索報告書」に基づき無効審判においても権利が維持される可能性が大きいと裁判官が判断する場合には訴訟を中止しないようご検討をお願いいたします。

また、検索報告書制度を導入するにあたっては、何人であっても検索報告書を請求できるよう条文上明示していただければと思います。

この点については、現在の専利法改正案において、意匠権についても、侵害紛争に際して、検索報告書の提示義務が課される方向で議論が進んでいるようですが、上記の点及び関連する専利法の改正についてお力添えいただければと思います。

3. 知的財産権専門裁判所の創設

日本の知的財産高等裁判所に相当する機関の設置、およびこれを支援するための法律制度面の施策についてご検討いただくよう建議いたします。

貴法院におかれましては、2007年1月11日付で知財保護強化意見を公布され、知的財産権の裁判業務の全面的強化と知的財産権の司法的保証能力の一層の向上を宣言されました。知財保護強化意見は貴国における知的財産権の強化に大きな役割を有するものと期待されますので、我々は知財保護強化意見を高く評価するものです。

上記の目的の推進にあたり、知財保護強化意見では、「知的財産権民事案件の管轄・受理制度を改善する。」(三、12)、「知的財産権の裁判チームの専門化建設を推進する。」(四、19)、「知的財産権の裁判組織を整える。」(四、20)、および、「知的財産権の裁判業務に係る新体制を模索しながら確立していく。」(四、22)といった記載により、知的財産権にかかる裁判の専門化や、知的財産権裁判廷・合議体の設置を今後進められることと推察いたします。

我々は、知財保護強化意見を支持する立場で、わが国の知的財産高等裁判所（知財高裁）に相当する機関を貴国において設置いただくことを強く要望するものであり、知財保護強

化意見に述べられた貴国の方針に全面的に賛同し、協力を惜しまぬものです。そこで、参考のため、わが国における知財高裁の設立の経緯と役割、現状等をご紹介させて[t6]いただきたいと思ひます。

わが国における知的財産権の裁判業務の専門化は、1950年の東京高等裁判所知的財産部(第5特別部)の開設にはじまりました。その後大阪高等裁判所に知的財産部が開設されました。知的財産権にかかる訴訟件数の増加により、2004年には特許権等に関する訴えの東京・大阪地方裁判所への専属管轄化がなされ、2005年に東京高裁の特別支部として知財高裁が設立されたものです。

知財高裁の目的は、知的財産に関する裁判の一層の充実・迅速化であり、その設立による国内外に対するアナウンスメント効果も期待されています。

知財高裁が取扱う事件は、侵害訴訟、審決取消訴訟、職務発明訴訟などの知財に関する事件[t7]です。知財高裁は、民事事件の場合地方裁判所における第一審の控訴審を、審決取消訴訟事件の場合第一審を扱います。

知財高裁における審理は、18名の裁判官、11名の調査官、および非常勤の専門委員(専門的知識の利用が必要な場合)により、第一から第四部または大合議廷で行われます。大合議廷における審理はこれまで三件行われています。知財高裁の受付件数は、民事控訴案件が約100件/年、審決取消訴訟案件が約600件/年であり、その平均審理期間は前者が約10ヶ月、後者が約9ヶ月であり、近年の訴訟件数の増加にもかかわらず、迅速な審理を達成しております。さらに、知財高裁で出された判決は、裁判所Web上でほぼ即日公開されています。

特筆すべきこととして、わが国の知財高裁の設立にあたっては、次の4点について、法律制度面でのバックアップがなされております。すなわち、単に組織として知財高裁を設立しただけではなく、それが機能を発揮できるように、インフラストラクチャーの整備を併せ行ったものです。

(1)知的財産高等裁判所設置法の制定：知財高裁の法的根拠として、知財高裁の設置、目的、対象、構成等を規定する知的財産高等裁判所設置法が新たに制定されました。

(2)侵害訴訟と無効審判との関係の整理：特許法104条の3の制定により、知的財産権の無効審理と侵害認定を実質的に一本化したことで、知的財産に関する裁判の充実がはかられました。すなわち、「侵害訴訟において当該知的財産権が無効審判で無効にされるべきものと認められるときは、相手方に対し権利行使することができない。」との規定により、侵害訴訟で無効理由を認定された知的財産権の行使を禁止しております。なお、かかる場合の裁判所の無効判断は対世効を有するものではなく、当事者間においてのみ効力を有します。

(3)積極否認のための具体的態様の明示義務：侵害訴訟において、権利者が被疑者の侵害行為を立証することは困難です。このことに鑑み、特許法104条の2を制定し、被疑者が権利者の主張を否認する場合は自己の具体的態様を明らかにさせることとし、被疑者を訴訟の争点整理段階に積極的に参加させることとしました。

(4)裁判所調査官の権限の拡大・明確化：専門的処理体制の強化を目的として、民事訴訟法第1編第5章第2節第2款(92条の8並びに9)、裁判所法57条において、裁判所調査官が知的財産関係事件においてなしうる手続を定め、調査官に尋問、説明、意見陳述などを行う権限を与えました。

このように、わが国においては、知財高裁が設立されたことで、知的財産権に関する裁判の一層の充実と迅速化がはかられております。我々は、日本におけるかかる経験を踏まえ、貴国における

知的財産高等人民法院の設置を要望するものです。この法院は、技術的専門知識を要する専利権侵害訴訟等民事事件の地方人民法院における裁判の上訴審、および知識産権局の審決に対する訴訟の上訴審を専門的に取り扱うものであり、北京一ヶ所、あるいは北京、上海、広州の三ヶ所に設置されてはどうかと思料します。

今回公布された知財保護強化意見におかれましては、「最高法院、高等法院、知的財産権民事訴訟の受理件が多い地方法院及び知的財産権民事訴訟の受理が許可された末端法院において、独立な知的財産権裁判廷を設置し、」（四、20）と述べられています。しかし、「法律を熟知し、外国語の基礎能力を身につけ、理工科の専門知識及び一定の裁判経験を持つ人員の中から、知的財産権の裁判官を選んで培うことにより、知的財産権の裁判チームの専門構造をいっそう改善する。」（四、19）という目的のためには、育成し得る知的財産専門裁判官の数には限度があると思料します。

そこで、まずは中央ないし地方で特に主要都市の高等人民法院において知的財産専門廷を設けて専門裁判官を育成し、そこで集中的に審理を行うことが、知的財産権裁判の質の向上のうえで望ましいかと思料します。加えて、かかる高等人民法院の指導力を以って末端法院の統括を行うことにより、「知的財産権の裁判組織を整える」（四、20）目標が達成できるのではないかと考えます。

また、知的財産高等人民法院の設置にあたっては、前述の法律制度面の支援が不可欠と考えます。したがって、かかる専門法院の設置にあたり、その円滑な運用を支援すべく、法律制度面の充実につきましてもご検討頂きたいと思料します。

以上